

「かながわ健康プラン21（第2次）」の一部改訂について

1 プランの概要

「かながわ健康プラン21（第2次）」は、「かながわグランドデザイン」の中で示されている神奈川の将来像、「いのちが輝き、誰もが元気に長生きできる神奈川」を実現する個別計画として位置づけられている。

また、健康増進法第8条に規定する都道府県健康増進計画であり、今後の本県の健康増進の目指すべき方向性と目標等を定めるものである。

計画期間は平成25年度から平成34年度までの10年間であり、県内全市町村を対象としている。

2 プランの経過

平成25年3月 計画策定

平成26年6月 一部修正…平成25年度県民健康・栄養調査及び市町村調査の結果を受け、目標の基準値及び目標値を設定

平成30年7月 中間評価（参考資料2）

平成30年7月 一部修正…中間評価の検討結果と関連計画の改定および組織改変等に伴い内容を一部修正（参考資料1）

3 プランに関わる状況

平成30年3月 「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例」改正（参考資料3, 4）

平成30年10月 「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画」一部改定

- ・オーラルフレイル対策の推進を記載
- ・ライフステージに応じた歯科検診及び歯科保健指導の受診勧奨
- ・保護者による適切な健康管理がなされていない幼児、児童及び生徒に係る歯及び口腔の健康づくりの推進

令和元年7月 「グランドデザイン第3期実施計画」の策定（参考資料5～9）

- ・柱I「健康長寿」プロジェクト1「未病」の指標に「平均自立期間」を設定

4 プランの一部改訂案

かながわグランドデザイン第3期計画の策定と県歯及び健康づくり推進条例改正（H30.3.30）を受けて、「健康寿命」の参考値に平均自立期間を加え、「未病改善」と「オーラルフレイル対策」の視点から見直し、令和2年4月を目指して改訂したい。